


第1章

計画策定にあたって



- 1 計画策定の目的と背景
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

1 計画策定の目的と背景

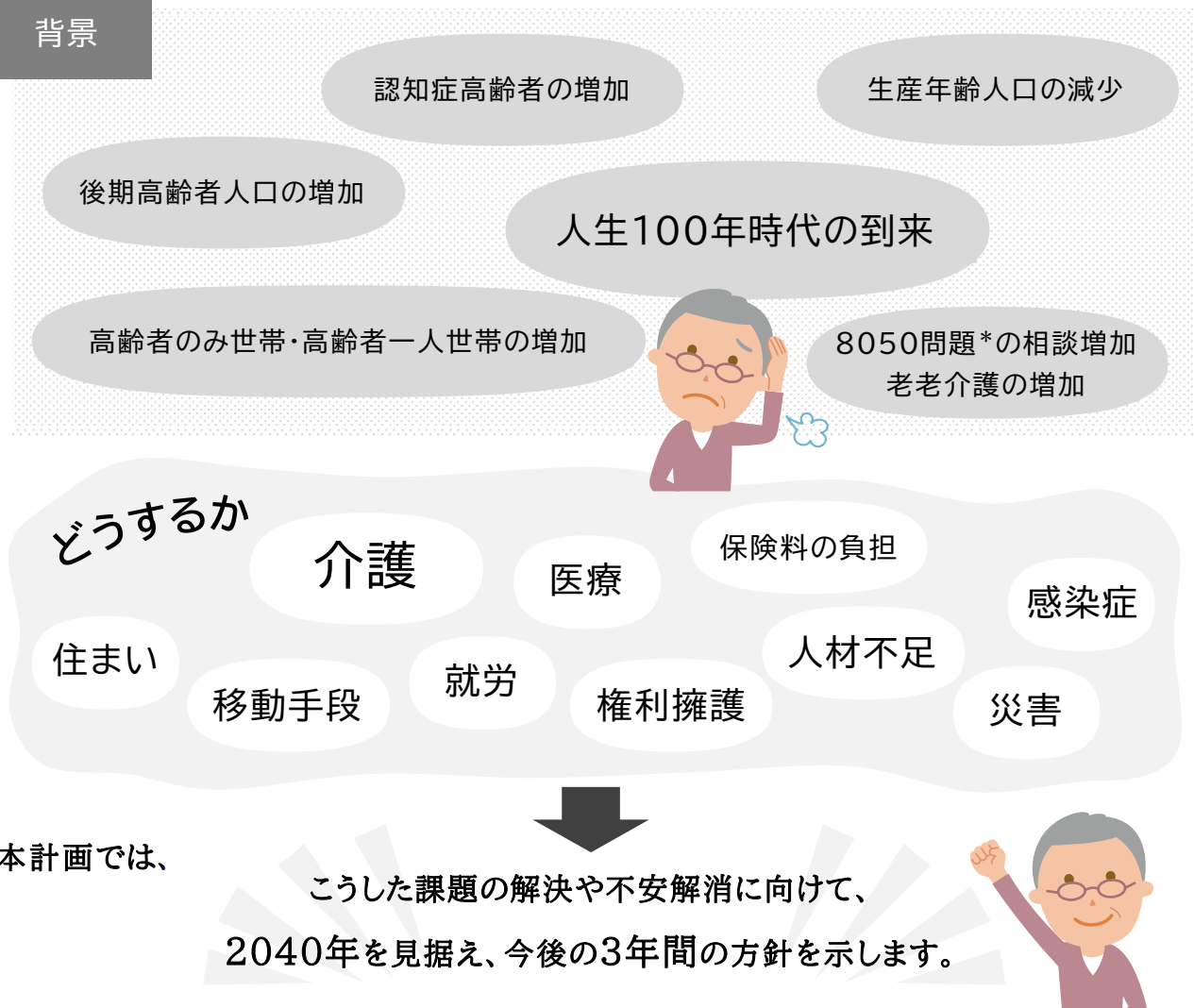
(1) 目的

本市では、平成30年(2018年)3月に策定した「高齢者計画・第7期介護保険事業計画(以下「第7期計画」という。)」に代わり、現在の社会情勢や継続する課題、今後の人口推計等を踏まえ、新たに「高齢者計画・第8期介護保険事業計画(以下「本計画」という。)」を策定しました。本計画は、3年ごとに見直す法定計画であり、令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)の3か年を計画期間としています。

令和7年(2025年)には、世代別人口の最も多い“団塊の世代”が、介護需要が増大する75歳を迎えるとともに、令和22年(2040年)には、高齢者人口がピークに達し、生産年齢人口が急減することが推計されており、新たな局面を迎えようとしています。現状の予測のまま推移した場合、本市の介護保険料基準額は令和7年(2025年)に6,500円程度に、令和22年(2040年)には、8,600円程度になることが見込まれます。

こうした背景を踏まえ、本計画では、令和22年(2040年)を見据え、年齢を重ねても意欲を失わず、その人らしい生き活きとした生活が送れることができるまちを目指し、高齢者施策の方針を示します。

背景



*8050問題 p.146 参照

(2) 国の動向

ア 介護保険制度の動向

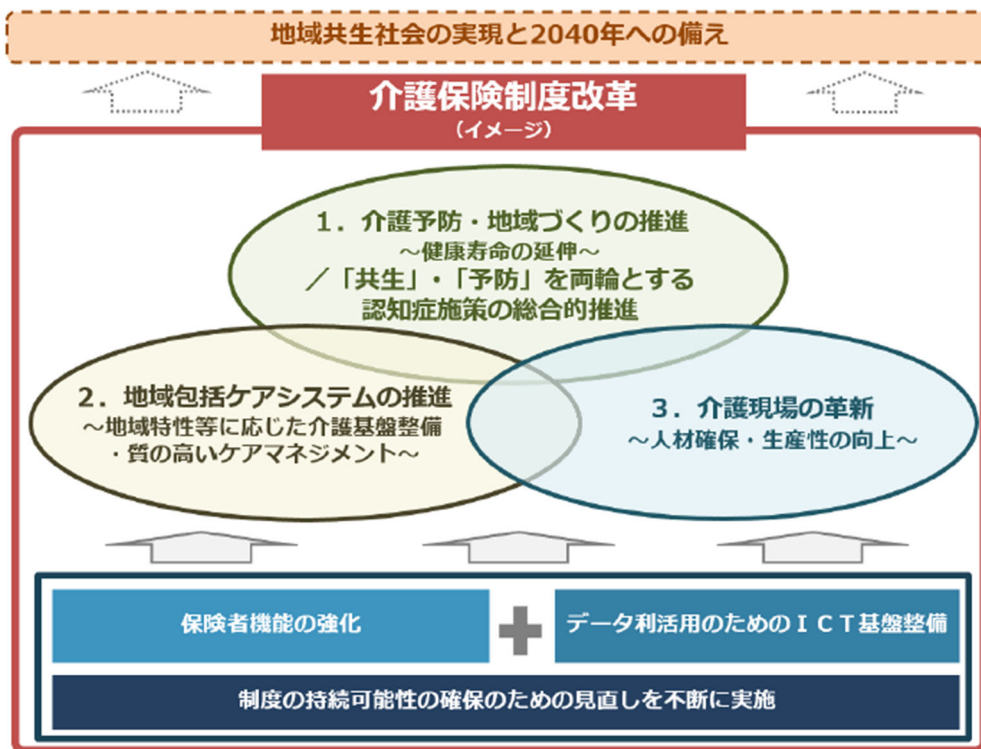
(ア)方向性

介護保険制度改正に向けて国で検討が行われ、第8期介護保険事業計画の基本指針が示されました。指針では、「第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、令和7年(2025年)を目指した地域包括ケアシステム*の整備、さらに生産年齢人口が急減する令和22年(2040年)の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて計画に位置付けることが求められる。」としています。

(イ)介護保険制度の見直しに関する5つの視点

- I 介護予防・健康づくりの推進(健康寿命の延伸)
- II 保険者機能の強化(地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化)
- III 地域包括ケアシステムの推進(多様なニーズに対応した介護の提供・整備)
- IV 認知症施策の総合的な推進
- V 持続可能な制度の構築・介護現場の革新

図表1-1 介護保険制度改革の全体像



【出典】「介護保険制度の見直しに関する意見」 令和元年12月27日 社会保障審議会介護保険部会

*地域包括ケアシステム p.142 参照

イ 国の指針における第8期計画へ記載を充実させるべき主な事項

(ア)2025年・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

(イ)地域共生社会の実現

(ウ)介護予防・健康づくり施策の充実・推進

- 一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」
- 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示として就労的活動等
- 介護予防・日常生活支援総合事業*の対象者や単価の弾力化計画を作成
- 保険者機能強化推進交付金*等を活用した施策の充実・推進
- 在宅医療・介護連携*の推進について、看取りや認知症への対応強化
- 要介護(支援)者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画
- PDCAサイクルに沿った施策の推進に当たり、データ利活用をすすめることやそのための環境整備

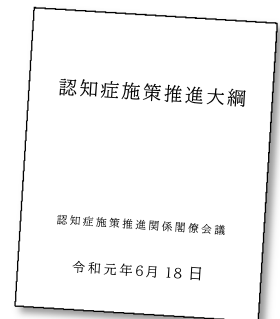
(エ)有料老人ホーム*とサービス付き高齢者向け住宅*に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

(オ)認知症施策推進大綱*を踏まえた認知症施策の推進

認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」*を車の両輪とした認知症施策の推進について5つの柱に基づいて計画

【「認知症施策推進大綱」5つの柱】

- ①普及啓発・本人発信支援
- ②予防
- ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症*の人への支援・社会参加支援
- ⑤研究開発・産業促進・国際展開



(カ)地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策
- 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてポイント制度や有償ボランティア等
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組

(キ)災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性

*介護予防・日常生活支援総合事業 p.137 参照 *保険者機能強化推進交付金 p.147 参照

*医療・介護連携 p.136 参照 *有料老人ホーム p.148 参照 *サービス付き高齢者向け住宅 p.140 参照

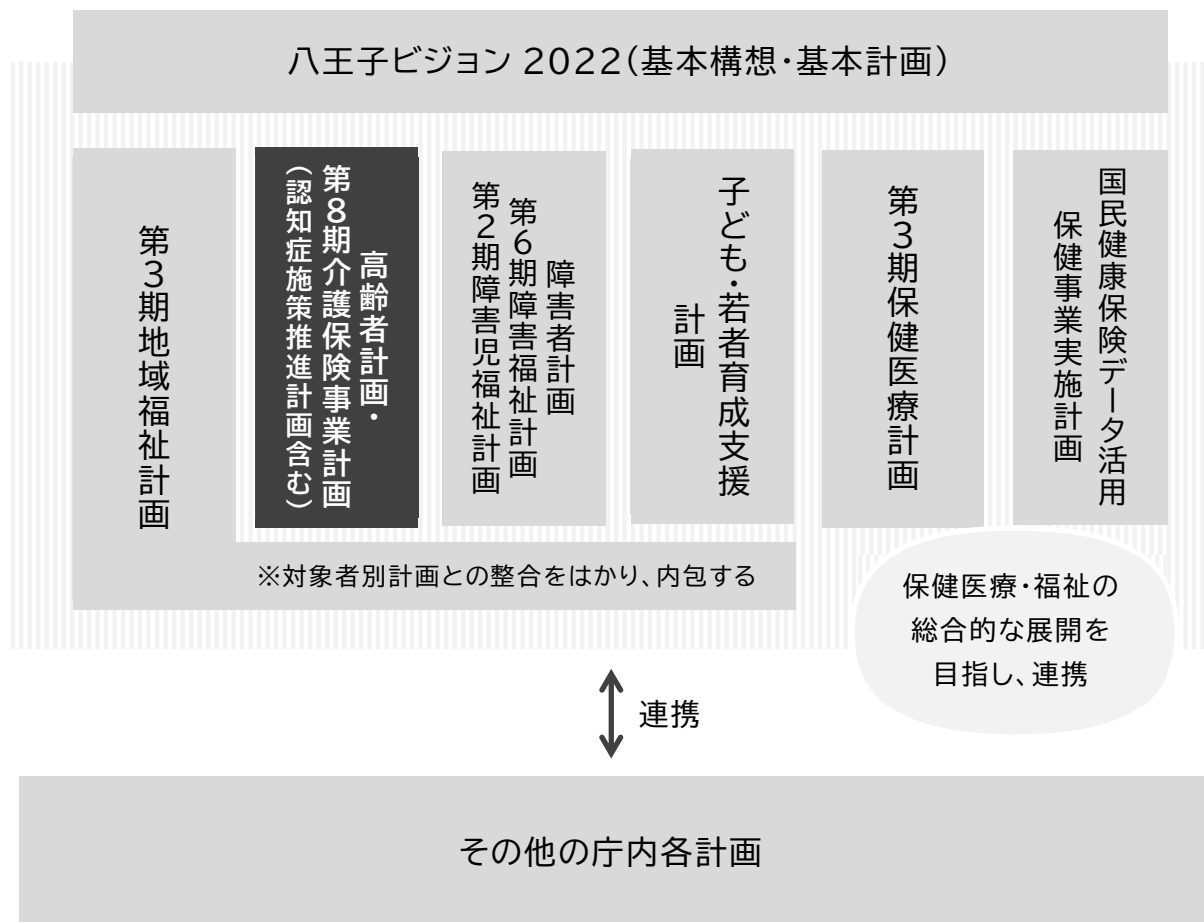
*認知症施策推進大綱 p.146 参照 *認知症との「共生」と「予防」 p.145 参照 *若年性認知症 p.141 参照

2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画及び介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体的に策定したものです。

また、本計画は、「八王子ビジョン2022(基本構想・基本計画)」を最上位計画とした、高齢者福祉・介護保険事業の分野別計画であるとともに、「地域福祉計画」に内包される対象者別計画としても位置付け、理念や仕組みの整合をはかります。

図表1-2 本計画の位置付け



3 計画の期間

本計画は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3か年を計画期間とします。